コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

IHI Corporation
最終更新日：2015年7月9日
株式会社IHI
代表取締役社長　斎藤　保
問合せ先：総務部長　粟井　一樹
証券コード：7013
http://www.ihi.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は，コーポレート・ガバナンスを，当社が本来有する力を最大限に発揮するように経営の効率性を高め，持続的成長と企業価値の最大化を担保するシステムと定義しております。当社は，この実現のため，経営監視監督機能と職務執行機能を明確に区分して企業内意思決定の効率化と適正化を図るとともに，関連諸規定の整備やそれを運用する体制を構築して，当社グループ全体における業務の適正を確保しております。
当社は，コーポレート・ガバナンスの不断の改善を進め，株主をはじめとするステークホルダーの皆さまに長期にわたって信頼され，ご愛顧いただくことを目指します。

当社は，次の基本方針に沿って，コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。
（1）株主の権利を尊重し，平等性を確保します。
（2）株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努めます。
（3）会社に関する情報を適切かつ積極的に開示し，ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに，透明性を確保します。
（4）取締役会，監査役および監査役会が経営監視監督機能を充分に果たせるよう，それぞれの役割・責務を明確化します。
（5）中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行ないます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	72,022,747	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・株式会社東芝退職給付信託口）	55,422,000	3.58
第一生命保険株式会社	54,060,700	3.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	51,594,000	3.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	51,259,000	3.31
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	45,979,000	2.97
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	26,537,854	1.71
IHI共栄会	25,215,000	1.63
日本生命保険相互会社	24,897,886	1.60
住友生命保険相互会社	22,624,000	1.46

支配株主（親会社を除く）の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明 更新

株式会社みずほ銀行及び共同保有者3社から，2014年5月22日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付がありました。当社として2015年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため，大株主の状況には含めておりません。

ARTISAN INVESTMENTS GP LLCから，2015年3月19日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付がありました。当社として2015年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため，大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場

決算期　3 月

業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は，東京証券取引所第二部上場の明星電気株式会社の議決権の過半数を保有しております。当社は，同社の経営基盤の独立性にも配慮しつつ，グループとしてシナジー効果を上げ，企業価値の向上に努めてまいります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
浜口　友一	他の会社の出身者								△			
岡村　正	他の会社の出身者								△			
藤原　健嗣	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浜口　友一	○	浜口友一氏は，2009年6月まで株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長，取締役相談役を歴任され，2015年6月に同社のシニアアドバイザーを退任しております。 当社子会社において，同氏が過去に業務執行者であった株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間に，設備保守等の取引関係がありますが，その取引金額は当社連結売上高の0.01%未満（2015年3月期実績）であること，また，同氏が同社の業務執行者であったときから5年以上経過していること等から，独立性に影響を与えるものではございません。	同氏には，最先端IT・情報通信企業での経営トップとしての変革の実績や同企業における顧客に対する変革支援等の実績をふまえた幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに，独立した立場からの経営の監視・監督を行なっていただいており，社外取締役として適任であると判断しております。 また，同氏は，東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず，一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し，同氏を独立役員として選任しております。
		岡村正氏は，2009年6月まで株式会社東芝の取締役代表執行役社長，取締役会	同氏には，総合電機メーカーの経営に長年に

岡村　正	○	長を歴任され，現在は同社の相談役であります。 当社グループは，同氏が過去に業務執行者であった株式会社東芝との間に，原子力関連製品販売等の取引関係がありますが，その取引金額は当社連結売上高の1.47%(2015年3月期実績)であること，また，同氏が同社の業務執行者であったときから5年以上経過していること等から，独立性に影響を与えるものではございません。	わたって携わられた豊富な経験ならびに日本商工会議所会頭等として培われた幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに，独立した立場からの経営の監視・監督を行なっていただいており，社外取締役として適任であると判断しております。 また，同氏は，東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず，一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し，同氏を独立役員として選任しております。
藤原　健嗣	○	藤原健嗣氏は，2014年３月まで旭化成株式会社の代表取締役社長 社長執行役員を務められ，現在は同社の常任相談役であります。 当社子会社において，同氏が過去に業務執行者であった旭化成株式会社との間に，産業機械の販売等の取引関係がありますが，その取引金額は当社連結売上高の0.01%未満(2015年3月期実績)であること等から，独立性に影響を与えるものではございません。	同氏には，総合化学メーカーにおいて多角的な経営を推進してきた経営トップとしての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに，独立した立場からの経営の監視・監督機能を期待されることから，社外取締役として適任であると判断しております。 また，同氏は，東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず，一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し，同氏を独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	6	0	2	3	0	1	社外取締役

補足説明 更新

役員報酬の妥当性を確保するため，社外取締役3名，社外監査役1名，人事担当取締役および財務担当取締役の計6名にて構成し，委員長を社外取締役とする「報酬諮問委員会」を設置しております。
また，代表取締役による役員指名の適切な行使を監督し助言することなどを目的に，代表取締役社長，社外取締役3名の計4名にて構成し，委員長を代表取締役社長とする「指名諮問委員会」を，2015年6月25日付で設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は，会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行なうとともに，監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。
また，監査役は，内部監査部門から随時内部監査実施状況の報告を受け，情報の交換を行なっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
郷原　信郎	弁護士													
渡辺　敏治	他の会社の出身者										△			
橋本　孝之	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
郷原　信郎	○	該当する事項はありません。	郷原信郎氏は，「企業が社会の要請に応えること」をめざすフルセット・コンプライアンスの研究・啓蒙活動に取り組まれ，会社法・金融商品取引法にも造詣が深いことから，当社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて尽力していただいており，社外監査役に適任であると判断しております。 また，同氏は，東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず，一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し，同氏を独立役員として選任しております。
渡辺　敏治	○	渡辺敏治氏は，2013年6月まで株式会社東芝の取締役執行役専務を務められ，現在は同社の顧問であります。 当社グループは，同氏が過去に業務執行者であった株式会社東芝との間に，原子力関連製品販売等の取引関係がありますが，その取引金額は当社連結売上高の1.47%（2015年3月期実績）であること等から，独立性に影響を与えるものではございません。	同氏には，総合電機メーカーにおける社会インフラ分野の業務執行によって培われた経験および知見を，独立した立場から経営の監査業務に反映いただいており，社外監査役に適任であると判断しております。 また，同氏は，東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず，一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し，同氏を独立役員として選任しております。
橋本　孝之	○	橋本孝之氏は，2014年5月まで日本アイ・ビー・エム株式会社の代表取締役社長，取締役会長を歴任され，現在は同社の副会長であります。 当社は，同氏が過去に業務執行者であった日本アイ・ビー・エム株式会社との間に，情報関連機器のリース等の取引関係がありますが，その取引金額は，当社連結売上高の0.01%未満(2015年3月期実績)であること等から，独立性に影響を与えるものではございません。	同氏には，最先端IT企業の経営トップとしての豊富な経験ならびにグローバル企業における知見を，独立した立場から当社の経営の監査業務に反映していただくことが期待されることから，社外監査役として適任であると判断しております。 また，同氏は，東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず，一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し，同氏を独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　6 名

その他独立役員に関する事項

当社は，独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

1．取締役の報酬は，優秀な人材を確保できる水準を勘案しつつ，当社グループの連結業績，企業価値の向上をより強く志向し，かつ株主と株価変動リスク・リターンを共有することに主眼をおいた報酬体系としております。その内容は，基本報酬，株式報酬型ストックオプション及び業績連動賞与（社外取締役は基本報酬のみ）から構成されております。
2．当社役員等において，株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより，当社の長期的な企業価値増大に向けた意欲を高めること，並びに優秀な人材の確保を目的として，平成19年度より，株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を，ストックオプションとして割り当てることとしております。
＜2014年度に割り当てた新株予約権の内容＞
（1）新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式
（2）新株予約権の目的となる株式の数 325,000株
（3）発行価格 441,000円
（4）各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1,000円
（5）新株予約権を行使することができる期間 2014年８月12日から2044年８月11日まで
（6）新株予約権の譲渡制限
本新株予約権を譲渡により取得するには，当社取締役会の承認を要する。
（7）新株予約権の行使の条件
新株予約権者は，原則として当社の取締役，執行役員のいずれの地位をも喪失した日（取締役又は執行役員退任後１年以内に監査役に就任した場合は当該監査役の地位を喪失した日）から１年経過した日以降，５年以内の範囲で別途取締役会が定める期間に新株予約権を行使することができるものとし，その他の行使条件については，新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に付与しております。
2014年度は，当社の取締役13名に179個，執行役員17名に146個を割り当てております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2015年３月期に係る取締役および監査役の報酬等の総額及び員数は次のとおりであります。
役員区分／報酬等の総額／基本報酬／株式報酬型ストックオプション／業績連動賞与／対象となる役員の員数
取締役（社外取締役を除く）／884百万円／594百万円／78百万円／211百万円／16名
監査役（社外監査役を除く）／69百万円／69百万円／－／－／2名
社外役員／56百万円／56百万円／－／－／5名
（注）1 取締役の支給額には，使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
（注）2取締役の報酬限度額は，2007年６月27日開催の第190回定時株主総会において，年額1,090百万円以内（ただし，使用人分給与は含まない。），監査役の報酬限度額は，2014年６月27日開催の第197回定時株主総会において，年額120百万円以内と決議いただいております。
（注）3 当事業年度中，取締役13名に対し2013年度分の業績連動賞与132百万円を支給しております。
（注）4 2015年３月31日現在の取締役は15名（うち社外取締役2名），監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。上記の役員数には，2014年６月27日開催の第197回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名が含まれております。
なお，一部の取締役について有価証券報告書において個別開示を行なっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については，株主総会の決議により，それぞれの報酬総額の限度額を決定しております。
取締役の報酬は，優秀な人材を確保できる水準を勘案しつつ，当社グループの連結業績，企業価値の向上をより強く志向し，かつ株主と株価変動リスク・リターンを共有することに主眼をおいた報酬体系としており，報酬内容の妥当性と手続の透明性を確保するために設置している報酬諮問委員会への諮問・答申を経て，取締役会にて決定いたします。
報酬体系は，基本報酬，株式報酬型ストックオプションおよび業績連動賞与から構成されております。このうち，業績連動賞与は，中期経営計画の目標とする利益達成へのインセンティブとなるよう支給額を決定する仕組みとしており，中期経営計画および各期における営業利益の目標値を基準にその達成度合いに応じて支給額を算出し，報酬諮問委員会への諮問，答申を受けて決定しております。
なお，社外取締役については，基本報酬のみとしております。
監査役の報酬は，当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから基本報酬のみとし，監査役の協議により決定いたします。
なお，報酬諮問委員会は，社外取締役3名，社外監査役1名，人事担当取締役，財務担当取締役の計6名にて構成し，委員長を社外取締役とし，答申内容の最終判断は委員長が行なうこととしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては，総務部が取締役会の議案の事前説明等を行なうなど，職務執行に関する補佐を行なっております。社外監査役に対しては，当社従業員をもって充てた監査役事務局を置き，その職務執行を補佐するとともに，常勤監査役が日常の監査状況について報告し，情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の企業統治体制は別添「経営機構図」のとおりであり，主な内容は次のとおりであります。

1．企業統治の体制の概要

当社は監査役会設置会社であり，取締役の職務の執行を監査するため監査役5名（うち社外監査役3名）を選任しております。

取締役会は，取締役15名（うち社外取締役3名）で構成され，当社経営上の重要事項及びグループ経営上の重要事項に関する意思決定を行なうなうとともに，取締役の業務執行について監督を行なっております。

取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は，取締役会の決議をもって任命され（25名，うち取締役兼務者5名），最高経営責任者（CEO）の指揮命令・監督の下，担当職務を執行しております。

最高経営責任者の意思決定及び業務執行をサポートする機関として「経営会議」があり，最高経営責任者の指名する者により構成されております。

任意の委員会として，役員報酬の妥当性を確保するため，社外取締役3名，社外監査役1名，人事担当取締役および財務担当取締役の計6名にて構成し，委員長を社外取締役とする「報酬諮問委員会」を設置しております。また，代表取締役による役員指名の適切な行使を監督し助言することなどを目的に，代表取締役社長，社外取締役3名の計4名にて構成し，委員長を代表取締役社長とする「指名諮問委員会」を，2015年6月25日付で設置しております。

2．内部監査および監査役監査

社長直属の内部監査部門として「内部監査部」及び「プロジェクト管理室」を設置し，社内各部門や関係会社における業務執行について監査を定常的に実施しており，各部門における自主監査と併せて内部統制機能の向上を図っております。

内部監査部門は，監査役及び会計監査人に対して監査実施状況及び監査結果の報告を行なうとともに，定期的な連絡会を通じて情報・意見の交換を行なう等の緊密な連携を図っております。

監査役は，監査役会で定めた監査役監査基準に則り，取締役会その他重要な会議への出席，取締役及び従業員等から受領した報告内容の検討，会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行ない，取締役の職務の執行を監査しております。なお，監査役の職務執行を補佐するため「監査役事務局」を置いております。

監査役は，会計監査人及び内部監査部門から監査実施状況及び監査結果の報告を受けるとともに，定期的な連絡会を通じて情報・意見の交換を行なう等の緊密な連携を図っております。

3．会計監査の状況

当社は，会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており，当社の会計監査業務を執行した当該監査法人に所属する公認会計士の氏名及び当社にかかる継続監査年数は，以下のとおりであります。

上村 純（継続監査年数 2年）

佐久間 佳之（継続監査年数 6年）

田島 一郎（継続監査年数 5年）

4．社外取締役及び社外監査役

当社は，当社の業務執行に対する客観的視点での助言，監査・監督機能を確保することを目的とし，社外取締役（3名）及び社外監査役（3名）を選任しております。当社は，社外取締役及び社外監査役の選任に際して，国内金融商品取引所が定める社外役員の独立性基準を参考にしております。当社の社外取締役及び社外監査役はいずれも，国内金融商品取引所の規定する社外役員の独立性基準に抵触しておらず，一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し，当社が上場している国内金融商品取引所に独立役員として届け出ております。

当社と社外取締役及び社外監査役は，会社法第427条1項の規定に基づき，同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は，法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は，前項に記載した企業統治体制が，経営の効率性を確保しつつ，経営全般に対する監査・監督を十分に果たすことができる機能を有するものであると考えているため，本体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日から3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	一般投資家向けに株主名簿管理人のウェブサイトにおける議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けに東証プラットフォームにおける議決権行使を導入しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（全文）の英訳版を作成し，提供しております。
その他	招集通知の発送前に当社ホームページに議案の内容を掲載しており，可能な限り早期の情報提供に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第二四半期決算および期末決算のほか，業績予想修正時に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報のほか，経営方針，経営情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報・IR室に専任のIR担当者を置いております。	
その他	機関投資家に対して，必要に応じ個別訪問をし，経営状況の説明を行なっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「IHIグループ基本行動指針」にて規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内すべての生産拠点において，ISO14001を取得しております。また，全社委員会「CSR委員会」「環境委員会」「コンプライアンス委員会」等を組織して活動しており，これらの取組みをCSR REPORTにて報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「IHIグループ基本行動指針」に基づき，「情報開示に関する規程」において情報提供の基本方針等を定めており，その具体的な手続は「情報開示に関する手続」において定めております。
その他	「人材こそが最大かつ唯一の財産である」という経営理念のもと，2013年に制定した「グループ人材マネジメント方針」では「ダイバーシティ」をキーワードの一つとして掲げております。 その目的は，多様な個性・価値観を有する個々人が活躍できる職場をつくることによって，多様な考え方を結びつけ，創造と革新を生み出す組織風土を醸成することにあります。創造と革新を生み出す組織風土は，「技術をもって社会の発展に貢献する」という経営理念の実現に不可欠の要素であり，企業の社会的責任という観点からだけでなく，当社が経営戦略の一環としてダイバーシティ向上に取り組む理由でもあります。 当社ではダイバーシティ向上のため，専門組織を設置し，性別・国籍・年齢を問わず能力ある人材の積極的な登用・育成，キャリアアップのための機会の提供，仕事と家庭を両立させながら成果を出すことを支援する制度の充実を図っております。とりわけ，「女性」・「外国人」・「障がい者」・「高年齢者」の活躍推進を4本の矢とし，それらに重点的に取り組んでおります。 女性活躍推進に関しては，女性役員の登用（1名：役員全体の2.5%）および女性管理職の数値目標を設定し，積極的登用等を進めると同時に，女性従業員に対して様々な充実した教育を提供しています。

当社の具体的なダイバーシティの施策に関しては，以下サイトをご覧ください。
http://www.ihi.co.jp/ihi/policy/diversity/index.html

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は，当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効を高め，もって企業価値向上に資することを目的として，会社法が規定する「取締役の務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針を定めております。その具体的な内容は，以下のとおりであります。

1. 取締役・従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役は，職務執行において法令および定款に適合することを確保するため，関連する規定を制定し，取締役・従業員はこれらに服す。取締役は，職務執行にあたっては，全社および各部門，関係会社の単位で業務の実態に即した実施体制を整備するとともに，職務執行が適正に行なわれていることを監査するための体制を整備する。
(1)規定の整備
「IHIグループ基本行動指針」等，取締役・従業員が法令等，職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを，当社グループに共通するものはIHIグループ規定として，全社に共通するものは全社規定として，各部門固有の業務を規定するものは部門規定として整備する。また，それぞれの規定には所管部門を明確にし，法令等の変更があった場合に規定を改廃するための仕組みも整備する。
(2)コンプライアンス活動体制
コンプライアンスに関する活動は，コンプライアンス担当役員を委員長とする全社委員会の「コンプライアンス委員会」が，全社共通の活動方針を策定する。全社共通の活動方針は，事業部門毎の活動計画に展開され，事業部門は具体的な施策を立案し活動する。従業員に対する周知は，CSR推進部が企画し実施する全社教育のほかに，基幹職や中堅社員，新入社員などの階層別教育，さらに人事や財務，調達などの専門教育を通じて実施する。
(3)活動状況の確認と是正のための体制
各部門の業務の実態を把握し，これを検証・評価することにより，それらの適正を確保するための内部監査制度を設け，各部門から独立した部門である内部監査部門として「内部監査部」を設置し，監査結果について適宜取締役会に報告する。また，内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設けて，職制とは別に，CSR推進部を相談・通報の窓口として，自浄作用を発揮し，コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備する。
2. 情報の保存及び保管に関する体制
取締役は，職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録による方法により保存し，これらの保存および保管に係る管理体制については，文書または電磁的記録の保存および保管に係る基本規定を整備し，これに定めるところにより適切に管理する。文書または電磁的記録の保存および保管に係る基本規定を改訂する場合には，取締役会の承認を得るものとする。
3. リスク管理に関する体制
取締役は，当社グループのそれぞれ担当部署において，継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視する。取締役は，当社グループの業務執行に係る種々のリスクとして，以下の各号に掲げるリスクの評価・識別・監視の重要性を認識し，適切なリスク管理体制の整備ならびにその運用・評価のための体制を整備する。
(1)契約
　競争環境，他社との連携・M&A，事業統合，海外事業，資材調達，債務保証等，各種契約にかかる経営上のリスク
(2)設計・製造・技術
　生産立地，品質保証，技術契約，研究開発等における期待を下回るリスク
(3)法令・規制
　法令等に違反することにより信用を失墜し，または損失を蒙るリスク
(4)情報システム
　情報資産の漏洩，盗難，紛失，破壊等に関するリスク
(5)安全衛生・環境
　事業所および建設現場等における安全衛生・環境保全に問題が生じるリスク
(6)災害・システム不全
　災害や事故，情報システムの機能停止等により，業務遂行が阻害されるリスク
(7)財務活動
　為替・金利動向等，財務活動に係るリスク
(8)財務報告
　財務報告における虚偽記載(不正，誤謬いずれによる場合も含む)リスク
取締役は，当社グループのそれぞれの担当部署において，継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに，新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で，当社グループの業績，財政状態および株価に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては，当社取締役会に報告する。
4. 職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
取締役は，職務の執行が効率的に行なわれることを確保するために，経営監視監督機能と職務執行機能を明確に区分し，職務執行権限については，執行役員にその権限を大幅に移譲し，職務の執行の効率化を促進する。執行役員の長である最高経営責任者は，多面的な検討を経て慎重に意思決定を行なうために，その諮問機関として経営会議を組織し，当社グループの重要事項について審議する。取締役は，毎期当初に事業本部・セクターごとに収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行ない，月次で目標の達成状況を確認し，職務の執行状況の管理を行なう。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
取締役は，当社グループ会社管理に関する規定を整備し，当社グループを管理・監督・指導する主管部門を定めることにより，グループ企業を含めた当社グループの事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できる体制を整えるとともに，グループ企業に関わる重要な事項については，一定の基準に従い当社の取締役会，経営会議において審議・報告する。取締役は，グループ企業各社への非常勤監査役の派遣もしくは各社を担当する従業員を配置することによりグループ企業各社の経営状況を日常的に確認し，必要あれば，主管部門および関連する部門により業務の適正を確保するための支援を行なう。グループ企業に共通する管理制度の制定，整備およびグループ経営に関する事項全般を統括するため，経営企画部にグループ経営企画グループを設置しこれにあたる。
6. 監査役の職務を補助する従業員に関する事項
監査役は，監査役の職務の執行を補助するために監査役事務局を置く。当社従業員の基幹職他数名を監査役事務局の従業員とし，その人事に係る事項は，監査役と関係取締役の協議により定める。監査役事務局の従業員は監査役の指示に従い，取締役は，監査役事務局の従業員の業務執行者からの独立性の確保および監査役の監査役事務局の従業員に対する指示の実効性の確保に留意する。
7. 監査役の監査に関する事項
監査役は，監査役会において定めた監査の方針等に則り，取締役会のほか，経営会議等の重要会議に出席するとともに，取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧，社内各部門や重要な子会社の業務および財産の状況の調査等を通じ，取締役の職務の執行を監査する。また，監査役が職務執行上必要とする費用は，会社がこれを負担する。
8. 監査役への報告に関する体制
取締役および従業員は，監査役または監査役会に対して，法令に定める事項，内部監査の結果，内部通報制度による通報の状況および内容，その他当社グループに影響を及ぼす重要事項について，遅滞なく報告するものとする。なお，当該報告をした者は報告したことを理由として不利

な取扱いを受けることはないものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
反社会的勢力は，社会の秩序と安全を脅かす存在であり，行政・市民などと一致結束して毅然とした態度で臨まなければならないと考えております。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
反社会的勢力排除に向けた整備といたしましては，基本行動指針等に基づき「暴力団等反社会的勢力排除宣言」を行ない，全従業員に周知しております。平素からの対応状況といたしましては，以下のとおりであります。
（1）対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
総務部に担当者を置いて対応しております。
（2）外部の専門機関との連携状況
特殊暴力防止対策協議会に会員として参加しており，また，暴力団追放運動推進都民センター，警視庁管内特殊暴力防止対策連合会との情報交換を実施しております。
（3）反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
上記団体会合に参加し，発行誌を入手することで情報収集を行なっており，随時資料をとりまとめております。
（4）対応マニュアルの整備状況
対応部署である総務部にて，対応マニュアルを作成・整備しております。
（5）研修活動の実施状況
当社および当社グループに対し，定期的に研修会を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

いわゆる濫用的買収者が大量の株式を取得する可能性については，経営上のリスク要因として認識し，企業価値の向上に向けた努力を含む対策を行なっておりますが，買収防衛策については，現時点では導入に向けた具体的な検討は行なっておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制は別添「情報開示体制概念図」のとおりであり，その主な内容は次のとおりです。
1．基本方針
当社は，投資者への適時，適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し，情報開示については，透明性の高い経営の全社的な推進をその基本理念とし，資本市場関係者に対して，経営又は業務に関する重要な情報を，常に投資者の視点に立って迅速，正確，継続的，公平に開示し，また経営の方向性及び主要な業務について誠実に説明責任を果たすよう努めております。
2．社内体制
（1）適時開示情報の管理体制
当社は，各部門における適時開示情報の総括的な管理責任を負う者として，担当役員（取締役又は執行役員）をもって充てた「総括管理責任者」を置いております。さらに，総括管理責任者は，重要情報の管理を徹底するため「重要情報管理責任者」を任命しております。
（2）開示体制
a．社内規定である「情報開示に関する規程」において適時開示の対象となり得る情報を周知徹底しており，総括管理責任者及び重要情報管理責任者は，各部門においてこれらの情報（子会社に関する情報を含む。）を定常的に収集します。
b．各部門において収集された情報は，経営会議規則及び取締役会規則に定める付議基準に基づき，適宜経営会議及び取締役会に付議又は報告されます。
c．経営会議又は取締役会において決議・決定された決定事実や決算情報，外部要因により生じた発生事実は，すべて広報・IR室長に集約され，広報・IR室長が適時開示の要否を判断します。
d．広報・IR室長は，適時開示を要する情報の決定又は発生時に，関係部門と協議のうえ具体的な開示時期を設定し，速やかに開示手続を採ります。また，当該情報に係る総括管理責任者及び重要情報管理責任者に対し，適切な情報管理を指示します。
e．当社における情報開示責任者を代表取締役社長とし，原則として，適時開示情報は情報開示責任者，当該情報の総括管理責任者又は広報・IR室長が行ないます。ただし，決定された開示時期以前に，証券市場において，当該情報が漏洩したおそれのあるときその他発生することが予見できない適時開示情報が発生したときには，当該開示時期にかかわらず，遅滞なく当該情報を開示するなどの対策がとられます。

経営機構図

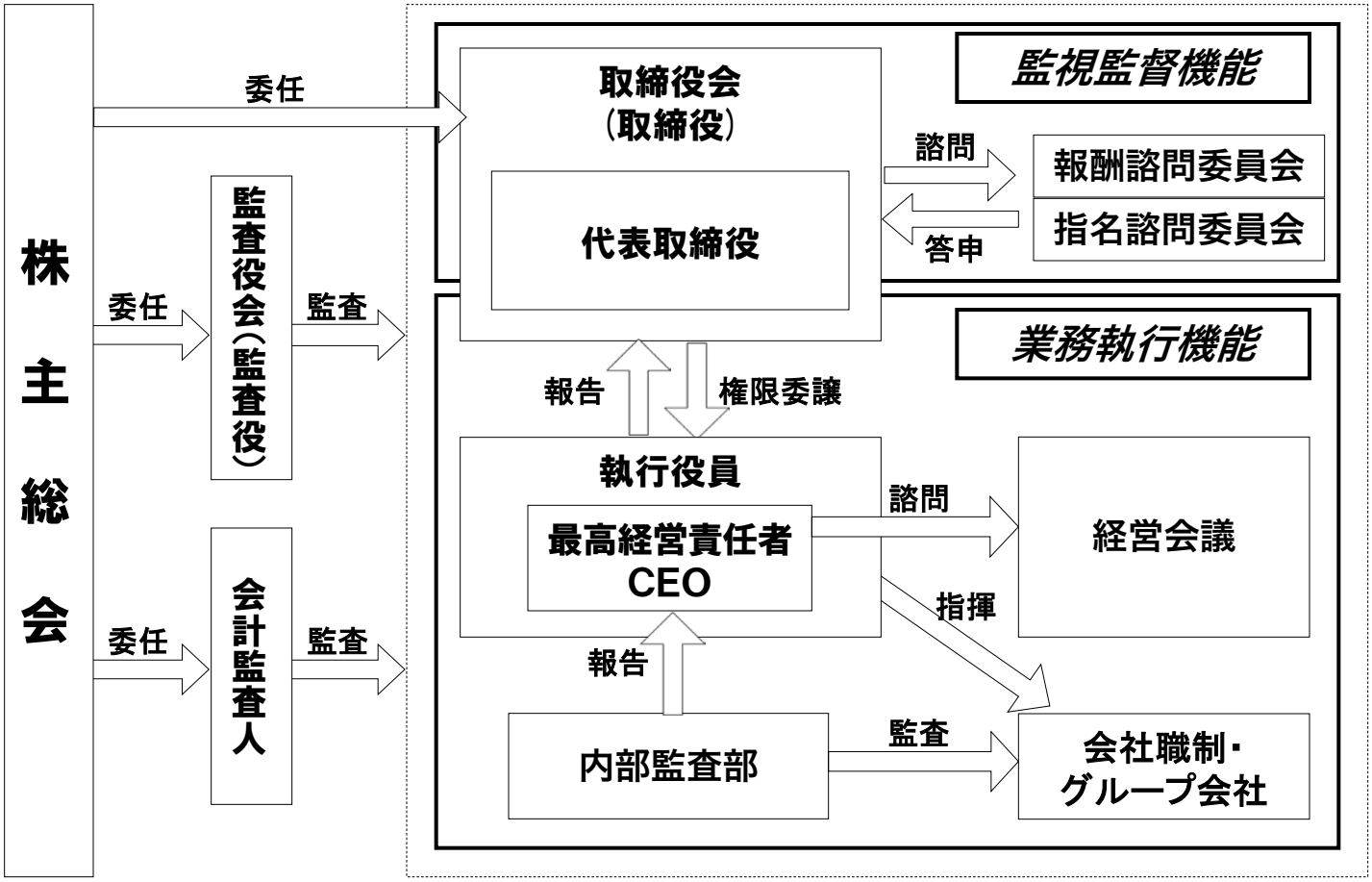
株主総会
委任
監査役会(監査役)
委任
監査
会計監査人
委任
監査
取締役会
(取締役)
代表取締役
監視監督機能
諮問
答申
報酬諮問委員会
指名諮問委員会
業務執行機能
報告
権限委譲
執行役員
最高経営責任者
CEO
諮問
経営会議
指揮
報告
内部監査部
監査
会社職制・
グループ会社

情報開示体制概念図

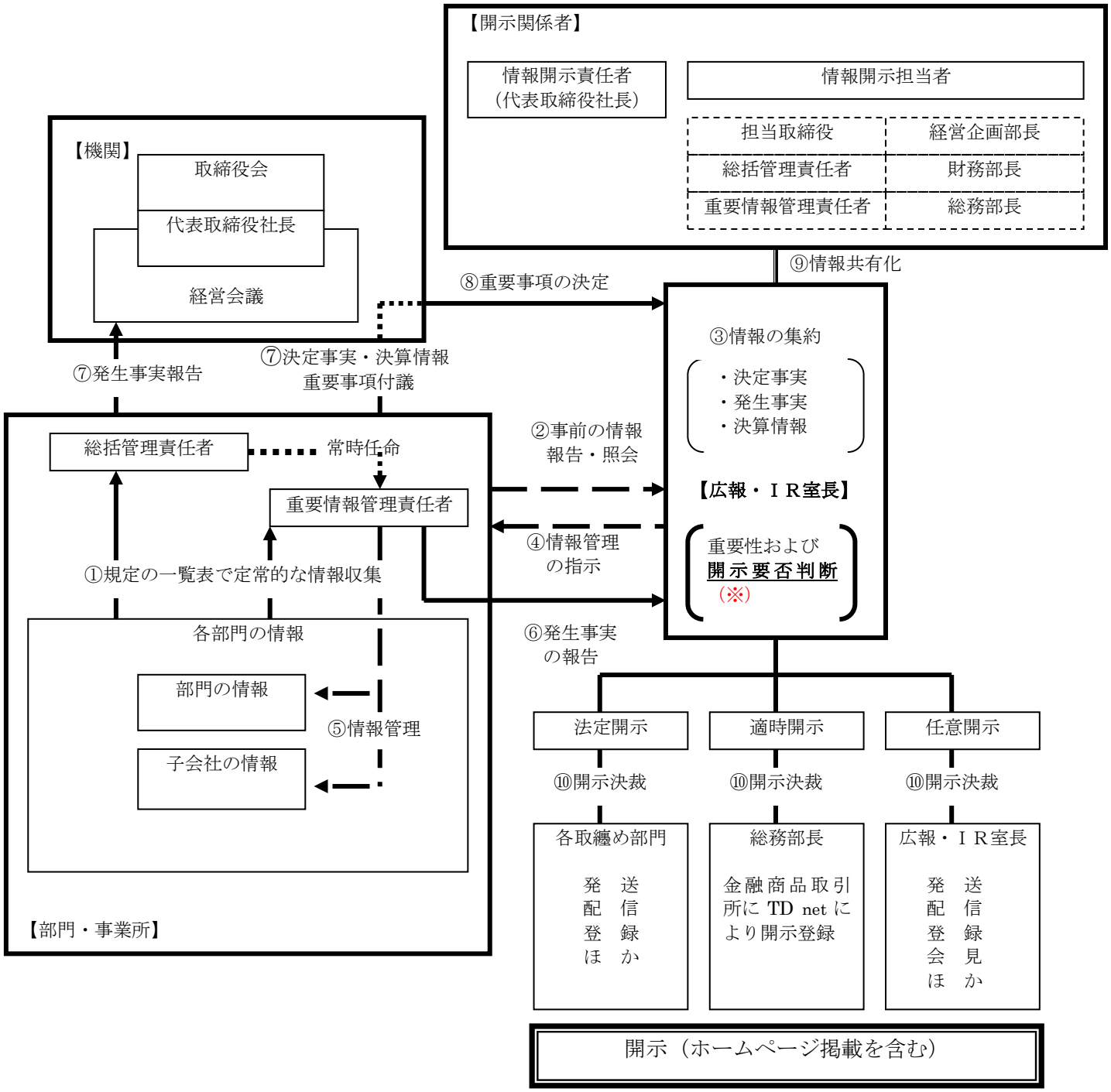

開示要否判断（※）

